

並行輸入自動車の直前直左鏡に関する注意喚起

並行輸入自動車を登録する際に保安基準に適合させるため、直前直左（右）鏡やカメラ（以下「直前直左鏡等」という。）を取り付けるなどの国内改善を実施しているSUV型等の車高の高い自動車について、新規検査又は予備検査に合格後、当該装置を取り外してユーザーへ納車していたとして、昨年、並行輸入事業者が大阪府警に逮捕される事態が発生しました。今後、これらの自動車が継続検査又は新規検査を受検することが想定され、これらの自動車には、直前直左鏡等が備えられていない又は簡易的に取り付けられているおそれがあります。

一方、独立行政法人自動車技術総合機構の定める審査事務規程の改正により、平成28年7月7日以降直前直左鏡等の取り付けに関する基準が強化されます。

つきましては、直前直左鏡等に関する注意喚起のチラシが作成されましたので掲載します。

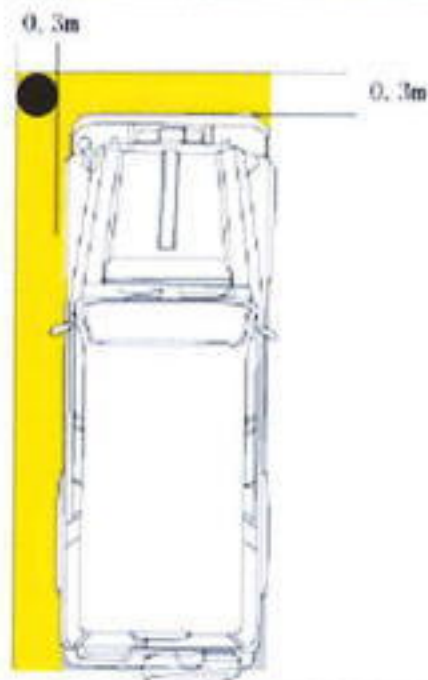
また、特に指定自動車整備事業者の皆様方におかれましては、直前直左鏡等の取付方法に関して判断に迷った場合は、自動車技術総合機構に問い合わせを行う、若しくは自動車技術総合機構の検査場への持ち込み検査にて受検する、また、証拠保全の観点から写真を撮影し保存するなど適切な対処を行うようお願いいたします。

重要

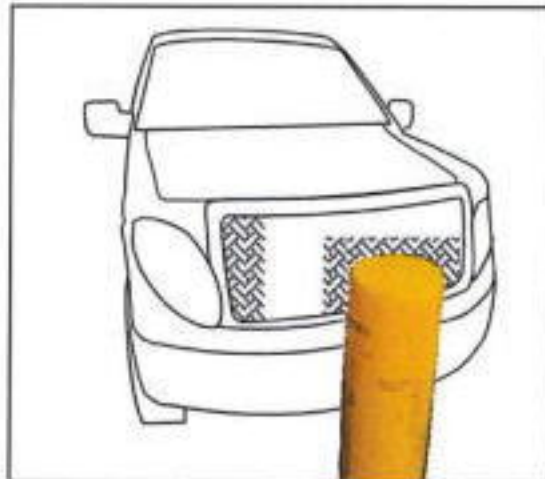
NALTEC 独立行政法人
自動車技術総合機構

直前直左（右）視界確認範囲及びその確認事例

■右ハンドル車の直前直左視界確認範囲



■直前直左(右)視界確認事例



■ 直前直左(右)視界確認範囲

● 高さ1m 直径0.3mの円柱

(注) 左ハンドルの場合には、左右逆となります。

対象車両

- ・平成17年1月1日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車及び輸入自動車取扱自動車
- ・平成19年1月1日以降に製作された自動車

◎ ■ の範囲全てにおいて、円柱の一部が運転席から直接確認出来ない車両には、直前直左(右)視界確認用の鏡又はカメラの装着が必要です。

◎ 車両に装着する直前直左(右)確認用の鏡又はカメラは、確実に取り付けられている必要があるため、取り付け方法等に注意願います。

- ◎ 特に並行輸入自動車のSUV型やピックアップ型などの車高の高い車には直前直左鏡又はカメラの取付が必要となる場合が多くあるので注意が必要です。



(ピックアップ)

(SUV)

- 並行輸入自動車の見分け方
車検証の型式欄に、「一〇〇一」や「不明」の記載があるもの。



- 直前直左(右)確認用の鏡及びカメラの取付方法で判断に迷う場合には、最寄りの(独)自動車技術総合機構地方検査部又は地方事務所にお問い合わせください。

自動車技術総合機構からのお知らせ

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラについて、
検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、
次に掲げる例によるもの及びこれらに類するものは、

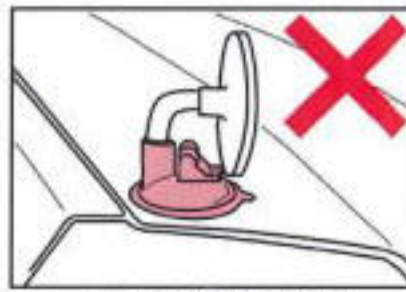
保安基準に適合しません

■保安基準に適合しないものの例

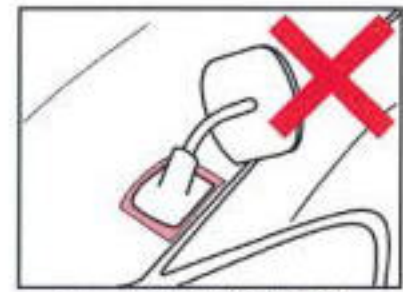
- (1) 粘着テープ類(自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。)、ロープ類又は針金類により取付けられているもの
- (2) 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法により取付けられているもの
- (3) 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある方法により取付けられているもの
- (4) 取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの
- (5) 貼付けられたシート等の上に接着固定等されているもの
- (6) 手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるもの
- (7) 当該装置を取付けた状態のまま、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの
- (8) 延長器具を介して取付けられているもの(溶接又はリベットにより結合され取外すことができないもの及び原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車に取付けられているものを除く。)
- (9) カメラの配線(配線の周囲の保護部材等を含む。)が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの。ただし、次に掲げる配線部分はこれに該当しないものとする。
 - ア 溶接又はリベットにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、当該カメラを取付けるための必要最小限の配線部分
 - イ ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、(ア)又は(イ)に掲げるもの
 - (ア) 当該カメラを取付けるための必要最小限のものであって長さが30mm未満の配線部分
 - (イ) バンパを除く自動車の下面に固定された必要最小限の配線部分



粘着テープによる取付



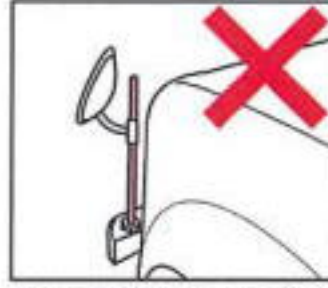
取付部が吸盤形状



シート上の接着固定



延長器具を介した取付



延長器具を介した取付



※ドアミラー
カメラの配線露出

※ 詳細については、当機構のホームページに掲載している
審査事務規程4-4、7-100、8-100をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

[審査事務規程の一部改正について\(第1次改正\)](#) (PDF 30頁 1.3MB)

[▶HOME](#)

[〓
OPへ](#)

[ページT](#)